

令和 7 年度 中小企業技術開発振興助成金 募集案内

**新技術・新製品の研究開発に挑戦する
中小企業のための助成金です！****1 申請対象者**

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ① 中小企業者または中小企業団体であること
- ② 発行済株式の半分以上を中小企業者以外の会社が所有するなど、いわゆる「みなし大企業」でないこと
- ③ 北九州市内に事業所を有していること
※これから北九州市内に事業所を設置する場合は、令和 8 年 1 月 1 日までに設置を完了し、その稼働を確認できることが要件となります。
- ④ 市税を滞納していないこと
- ⑤ 暴力団・暴力団員でないこと、また暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

2 助成の対象となる研究開発

新技術・新製品等の研究開発で、次の要件を全て満たすものです。

- ① 研究開発場所が市内であること
※これから北九州市内に研究開発場所を設置する場合は、令和 8 年 1 月 1 日までに設置を完了し、その稼働を確認できることが要件となります。
- ② 令和 8 年 3 月 31 日までに開発目標を達成する見込みであること
- ③ 自社内（上記 1 の対象者要件を満たす企業と共同研究開発を行う場合、そのグループ内）で研究開発の全部または大部分を行うもの
※以下のものは、本助成金の目的に照らし、審査において不適当と判断される可能性があります。
 - ・既に公表されているものや、工業化されたものの単なる模倣に過ぎないもの
 - ・機械装置や産業財産権の導入が主目的であるもの
 - ・基礎研究が不十分で開発の成果が期待できないもの など

3 助成の対象となる経費

研究開発に要する経費のうち次に掲げるもので、令和 7 年度中（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）に支出する経費です。

- ① 原材料または副資材の購入に要する経費
- ② 構築物の購入、建造、改良、据付け、借用または修繕に要する経費
- ③ 機械装置もしくは工具器具の購入、試作、改良、据付、借用または修繕に要する経費
- ④ 産業財産権の導入に要する経費
- ⑤ 外注加工に要する経費
- ⑥ 技術指導の受入れに要する経費
- ⑦ その他市長が特に必要と認める経費
- ⑧ 開発に要する直接人件費（創業から 5 年未満の場合のみ、時間単価 1,500 円、総額 300 万円を限度）
※消費税、運送料、交通費、振込手数料は対象外です。

4 助成金の額

【補助率】 助成対象経費の 2 分の 1 以内（創業 5 年未満の中小企業者の場合 3 分の 2 以内）

【補助上限額】 500 万円

5 助成金の申請方法

助成金の申請には次の書類を提出してください。

①助成金交付申請書、②申請者の概要（共同研究開発の場合は「共同研究開発者の概要」も必要）、③月別従業員数の推移、④役員名簿、⑤暴力団排除に関する誓約書、⑥株主名簿（様式は任意、持株比率を明記）、⑦履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）、⑧納税証明書（市税に滞納がないことの証明）※交付年月日が申請受付期間中のものに限ります。市税事務所（小倉北・八幡西の2区役所内）又はそれ以外の区役所税務課や出張所で証明書の交付を受けてください。）、⑨直近2期分の決算書（勘定科目内訳書含む）（事業歴2年未満の方はご相談ください）、⑩見積書及びカタログ※見積書の日付は令和7年4月以降

※①から⑤の様式は、『北九州産業学術推進機構中小企業支援センター』のホームページ（<https://www.ktc.ksrp.or.jp/grant/sinko.html>）からダウンロードできます。



※共同研究開発の場合、④、⑤、⑥、⑦、⑧の書類は共同研究開発者の分も必要です。

※これから北九州市内に事業所（開発場所）を設置する場合は、予定地の登記簿や予定物件の契約書等、設置予定が確認できる書類を必ず添付してください。添付書類がない場合は申請できません。

※同一の研究内容のものは、重複して助成・補助を受けることができません。本事業と他の助成・補助事業（国や県、市など）等と同時に採択された場合、どちらかを辞退していただきます。

※また、本事業に申請する研究開発と同一または同一とみなす内容のものを、北九州市が公募する本事業以外の研究開発助成事業に重複して申請することはできません。

※1中小企業者につき1件の申請に限ります。

6 受付期間

令和7年4月1日（火）～ 令和7年5月15日（木）

7 申請以降のスケジュール

助成金の事務は次の手順で行われます。都合により日程が多少変更する場合があります。

（で囲まれた項目は、申請企業の参加が必要です。）

技術調査	6月	※研究開発場所へ調査に伺います。（これから北九州市内に事業所〔開発場所〕を設置する方は調査方法を別途ご連絡します。）
↓		
（書類審査）		
↓		
評価検討会	8月	※書類審査の結果に応じてプレゼンテーションを行っていただきます。
↓		
（交付決定）	8月	
↓		
（助成金の概算払）	9月	※審査の結果によっては、年度終了後の確定払となることがあります。（これから北九州市内に事業所〔開発場所〕を設置する方は確定払となります。）
↓		
経過調査	12月～1月	※令和8年1月1日までに事業所（開発場所）を市内に設置することが出来ないなど、交付決定後に対象要件を満たさないことが判明した場合、交付決定を取り消すことがあります。
↓		
実績報告書の提出	3月	
↓		
確定・精算	4月	※助成金の一部または全部の返還が必要な場合があります。

8 その他ご協力いただくこと

中小企業振興施策の普及啓発、企画立案のために、次のご協力をいただきます。

- ①採択案件の公表（報道機関への情報提供、北九州市HP、広報誌等での公表）
- ②開発成果の追跡調査（採択の翌年度から毎年1回）

9 受付先及び問い合わせ先

北九州市産業経済局中小企業振興課

〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町2番1号 北九州テクノセンタービル1F

TEL：093-873-1433 FAX：093-873-1434 担当：猫田、竹本